

令和8・9年度白井市小規模（簡易）工事参加資格審査申請要領

令和8・9年度において白井市が発注する1件50万円未満の小規模（簡易）工事の受注を希望される方は、次により申請してください。

1. 対象者

白井市内に本店（社）を有する者（個人を含む。）で「白井市入札参加適格者名簿（工事）」に登録をしていない者とします。

なお、次のいずれかに該当する方は、参加資格がありません。

(1) 過去2年間に次のいずれかに該当した者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 小規模（簡易）工事参加資格審査申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）に虚偽の記載をした者並びに提出書類が不備の者

(3) 営業を行うにつき、法令の規定により官公署等の許可、認可、登録等を必要とする場合において、当該許可、認可、登録等を受けていない者

(4) 申請日を基準日として、登録を希望する同種の営業を引き続き営んでいる期間が1年に満たない者（営業権の譲渡等、同種の営業を引き続き1年以上営んでいるものと同様の事情にあると認められる者を除く。）

(5) 法人市民税（個人の場合は市民税）の未納がある者

※ 工事の登録にあつては、建設業法第3条に規定する建設業許可を取得していない者、また、取得しているが経営事項審査を受けていない者も申請できるものとします。

2. 申請方法

(1) 申請書類は白井市ホームページ及び財政課窓口で配付します。

(2) 申請書類は、別紙「提出書類一覧表」に従い、各1部提出してください。

(3) 申請書類を提出した後に、その記載事項に変更が生じた場合は、「白井市小規模（簡易）工事参加者資格審査申請書記載事項変更届」に必要書類を添え遅滞なく提出してください。

(4) 申請書類は、持参又は郵送により下記に提出してください。

提出先 白井市復1123 白井市役所 財政課

ただし、持参による提出は月曜日から金曜日（祝祭日は除く。）の8時30分から17時

15分までの間とします。

3. 小規模（簡易）工事参加資格者名簿の取り扱い

小規模（簡易）工事参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）は、本基準により作成するものとし、当該業者に対しては市ホームページでの資格者名簿の公表をもって、通知に代えるものとします。

資格者名簿が作成された以後、新たに業者の申請を受付したときは、資格者名簿を修正するものとします。

4. 参加資格の有効期間

資格者名簿は原則として隔年度毎に作成し、有効期間は名簿登載日から次の資格者名簿が作成されるまでとします。

5. 問合せ先

本要領及び提出書類等の記入方法について不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所 財政課

TEL：047-401-6598

内 線：3335・3336

分 類 表 (工 事)

	希望する工事の種類	対応する許可の種類	工 事 の 例 示
1	土木一式工事	土木工事業	
2	建築一式工事	建築工事業	
3	大工工事	大工工事業	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事業	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事、土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石工事	石工事業	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根工事業	屋根ふき工事
8	電気工事	電気工事業	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	管工事業	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

	希望する工事の種類	対応する許可の種類	工事の例示
13	舗装工事	舗装工事業	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス工事業	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設工事業	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事

	希望する工事の種類	対応する許可の種類	工 事 の 例 示
27	消防施設工事	消防施設工事業	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	解体工事業	工作物解体工事

小規模修繕工事の種類及び参考例

業 種	修 繕 の 例 示
大 工	大工修繕 型枠修繕 造作修繕等
左 官	左官修繕 モルタル修繕 吹付け修繕 とぎ出し修繕 洗い出し修繕 ブロック・れんが積み タイル張り等
電 気	構内電気設備 照明設備修繕 照明器具修繕 送配電設備修繕 受電盤・配電盤修繕等
管	冷暖房設備修繕 空調設備修繕 給排水・給湯設備修繕 厨房設備修繕 水洗便所設備修繕 ガス管配管修繕 ダクト修繕等
ガ ラ ス	ガラス取付け等
板 金	板金加工取付修繕 建築板金修繕等
建 具	サッシ取付け シャッター取付け 金属整・木製建具取付け ふすま取付け等
塗 装	塗装 ライニング 布張り仕上 路面表示等
内 装	インテリア修繕 天井仕上修繕 内装間仕切り修繕 カーテン・ブラインド修繕等
畳	畳張り替え等
造 園	植木の剪定、移植等

提出書類一覧

番号	添付書類	区分	備考
1	小規模（簡易）工事参加資格審査申請書	原本	指定様式
2	納税証明書（直前1年分）	写可	法人 法人市民税（白井市） 個人 市・県民税（白井市）
3	印鑑証明書	写可	法人の場合は法務局の発行するもの 個人の場合は市（区）町村長の発行するもの（申請日から3か月以内）
4	使用印鑑届	原本	指定様式
5	履歴事項全部証明書	写可	法人のみ（申請日から3か月以内）
6	代表者身分証明書	写可	個人のみ 本籍地の市（区）町村長の発行するもの（申請日から3か月以内）

令和8・9年度白井市小規模（簡易）工事参加資格審査申請書

令和 年 月 日

（あて先）白井市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
緊急連絡先
FAX番号
メールアドレス

実印

令和8・9年度において白井市が発注する小規模（簡易）工事に参加したいので、資格の審査を申請します。

この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

なお、記載事項に相違ある場合は、参加資格を取り消されても異議は申し立てません。

1 参加を希望する業種

希望する業種を記入してください。（分類表、小規模修繕工事の種類及び参考例を参照）

希望業種	資格、免許等を有する場合は、その種類・名称等	営業年数
		年
		年
		年
主 な 業 務 内 容		

※その他添付資料については別紙「提出書類一覧」のとおりです。

使 用 印 鑑 届

使 用 印

実 印

上記の印鑑は、見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

令和 年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

実印

令和8・9年度白井市小規模（簡易）工事参加者資格審査申請書記載事項変更届

令和 年 月 日

（あて先）白井市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
緊急連絡先
FAX番号
メールアドレス

実印

先に提出した小規模（簡易）工事参加資格審査申請書の記載事項について、下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添付の上お届けします。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※商号または名称、代表者及び受任者名にはフリガナを記入して下さい。

この変更届は、代表者氏名・本店所在地・商号及び名称・代理人氏名・受任営業所の名称及び住所に変更がある場合に提出してください。